

新潟県柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が快適に安心して暮らせる居住環境の維持及び向上を図り、本市への移住定住の促進を目的として、住宅又は空き家のリフォーム工事を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する個人所有の家屋で、所有者本人又は2親等以内の親族が現に居住の用に供している家屋又は居住する予定の家屋をいう。ただし、この補助金の交付対象となるリフォーム工事の施工後において、居住以外の用途に係る床面積が述べ床面積の2分の1以上となる家屋を除く。
- (2) 空き家 市内に存する個人所有の家屋で、第5条の申請書の提出日前1年以上にわたり居住者がいない家屋又は新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱（平成30年3月告示第46号）第2条第4号に定める制度を利用して購入した家屋若しくは貸借した家屋をいう。
- (3) 必須工事 バリアフリー化工事、省エネ化工事、耐震化工事又は長寿命化工事をいう。
- (4) リフォーム工事 居住環境又は住宅機能の維持及び向上のために行う改修、補修、修繕、一部増築又は模様替え等の工事で別表第1に掲げるものをいう。
- (5) 補助対象工事 この要綱による補助金交付の対象となる工事をいい、必須工事とそれらに併せて行うリフォーム工事で、市内施工業者によって行われ、かつ、補助金交付決定後に着工し、当該年度末までに補助金実績報告書を提出することができるものをいう。
- (6) 補助対象外工事 補助対象工事以外の工事をいい、別表第2に掲げるものをいう。
- (7) 市内施工業者 リフォーム工事を業として行う者で、市内に本社

を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。

- (8) 子育て世帯 中学生以下の子どもがいる世帯又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (9) 2世帯住宅（3世代同居）世帯 子育て世帯とその親世帯等が同一の一戸建て住宅に同居している世帯又は実績報告書の提出までに同居する予定の世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること又は住所を有する予定であること。
- (2) 市税又は居住地の市区町村税を滞納していないこと。
- (3) 市内施工業者によるリフォーム工事を行う者であること。
- (4) この補助金を受けたことのある者でないこと。ただし、住宅リフォーム工事の子育て世帯又は2世帯住宅（3世代同居）世帯である場合は、1回に限り、別表第3に掲げる各加算分の補助金を受け取ることができる。
- (5) この補助金の対象となったことのある住宅に居住している者でないこと（この補助金の対象となった年度の翌年度以後に当該住宅を購入した者を除く。）。ただし住宅リフォーム工事の子育て世帯又は2世帯住宅（3世代同居）世帯である場合は、1回に限り、別表第3に掲げる各加算分の補助金を受け取ることができる。
- (6) 空き家リフォーム工事の補助対象者は、リフォーム工事後に直ちに居住を開始し、5年を超えて定住する計画及び意思があること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第3に定める補助金額とし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。この場合において、同表に定める補助区分に応じ、当該区分に係る補助上限額を超えた場合は、当該区分に係る補助上限額とする。

- 2 別表第3の補助基本額は、補助対象工事から別表第1に掲げる補助基本額の対象外となる製品等及び別表第2に掲げる補助対象外工事の価格を除いた額とする。

（交付申請）

第5条 規則第4条の規定による交付申請書及び添付資料は、柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

（交付決定）

第6条 規則第5条の規定による交付決定通知書は、柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更交付申請兼実績報告）

第8条 補助対象者は、工事の完了後、速やかに柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金変更交付申請書兼完了実績報告書（別記第3号様式）により事業を清算し、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、変更交付決定及び交付確定額を柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金変更交付決定通知書兼補助金確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（交付の取消し）

第10条 市長は、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付要綱（平成22年12月17日告示第161号）による支払については、平成30年5月31日までの間は、失効後も、なおその効力を有する。

(失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和10年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象工事

- (1) 屋根・外壁の改修工事
- (2) 床、内壁、天井、柱、はり、扉、階段等の工事
- (3) 間取りの変更、防音・断熱化工事
- (4) 浴室、台所、トイレ等水回りの改修工事
- (5) 建具、畳、窓硝子、サッシ等の工事
- (6) 道路に面するブロック造、組積造の塀に関する工事
- (7) 上記のほか住宅建物に関する工事
- (8) その他市長が認める工事

ただし、次の製品等は、補助基礎額の対象外とする。

- ・家電製品 その金額にかかわらず、テレビ、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄器、電子レンジ、オーブン、炊飯器その他これらの製品に類するもの
- ・その他設備製品 その金額にかかわらず、カーテン、ブラインド、家具、調度品その他これらの設備、備品に類するもの
- ・その他 上記のほか単体で機能を発揮する製品等で、設置が簡易である製品及び市長が補助基礎額の対象外とする製品

※ 併用住宅のリフォーム工事については住宅部分を補助対象工事とし、共用部分については住宅部分と非住宅部分の床面積の割合であん分し、補助基本額を算出する。

別表第2（第2条関係）

補助対象外工事

- (1) 住宅建物と同一の建物でない部分に関する工事
- (2) 非住宅部分の工事
- (3) 住宅に付随する土地における倉庫、車庫等の修繕又は補修に関する工事
- (4) 住宅建物の外構に関する工事（別表第1(6)を除く）
- (5) 合併処理浄化槽に関する工事
- (6) 井戸に関する工事
- (7) 建物の解体、除却のみを行う工事
- (8) 県又は市が実施する他の制度による補助金等の対象となる工事
- (9) その他市長が補助対象外とする工事

別表第3（第4条関係）

種類	補助区分		補助金額	補助上限額
住宅リフォーム工事	通常分		補助基本額	15万円
	加算	子育て世帯	の100分	15万円
		2世帯住宅（3世代同居）世帯	の20以内	20万円
空き家リフォーム工事	市内転居		補助基本額	50万円
	県内他市町村からの転入		の100分	70万円
	県外からの転入		の30以内	105万円
	加算	子育て世帯		20万円